

本資料は

「令和 7 年度からの益城町立保育所の運営に関する説明会」

令和 6 年 3 月 19 日・20 日に配布をさせていただいたものです。

今後の町立保育所の方向性について

益城町では、行政改革大綱を策定し、民間により、その業務が十分に行うことができるものについては、積極的に民間活力を導入していく方向を定め、推進しています。

現在、5 園の町立保育所を直接、運営をしておりましたが、昨今の保育士や調理員不足の影響を受け、十分に児童を受け入れる体制を維持し続けることが難しい状況になりつつあります。

町立保育所は、町内の保育所のモデルとして、特別支援・要保護支援・地域支援の充実を図り、リードしていく必要があります。また、行政機関として、関係機関や施設との連携を図り、地域の就学前保育及び子育て支援全般の充実を図ってきました。

しかしながら、令和 5 年度の町立保育所の正職保育士数は、28 人（育児休業取得中含む）と町立保育所の保育士全体の 3 割も満たしていません。

平成 28 年 4 月時点の益城町の職員数は、定員適正化を進め、260 人でしたが、平成 28 年熊本地震に伴う膨大な復旧・復興業務の影響で、任期付き職員を多く採用したため、令和元年度には 390 人となり、令和 6 年 4 月時点で 292 人となっています。町の行政改革大綱においても令和 7 年度までに地震前の職員数となるよう目標を設定しているため、保育士を始めとした専門職の採用は控える傾向にあります。このような中、正職保育士を何十人も増やすことは現実的に厳しい状況です。現在、益城町では、5 園を直接運営していますが、派遣保育士等を活用しながら、国が定める必要保育士数を満たしつつ、運営をしています。

今後、安定的に保育士を確保できない場合、兄弟（姉妹）児童の下の子の入所が難しい事案等が発生する可能性がある状況です。

園名	保育士					割合	
	正規	再任用	会計年度	派遣	計	正規	非正規
第 1 保育所	6	1	17	1	25	24%	76%
第 2 保育所	5	0	9	1	15	33%	67%
第 3 保育所	5	2	13	2	22	23%	77%
第 4 保育所	7	1	15	2	25	28%	72%
第 5 保育所	5	0	12	1	18	28%	72%
計	28	4	66	7	105	27%	73%

そのような状況の中、令和5年2月に「益城町立保育所のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という）」を組織し、今後の町立保育所のあり方を検討しました。令和5年12月に「今後も、町立保育所5園を継続して益城町が運営することは難しく、民間活力を活用し、『公私連携型保育所※』へ移行することが一番望ましい有効な選択肢である」という検討委員会から答申を受けました。

町では、答申内容を踏まえ、今後、5園ある町立保育所を段階的に適宜、「公私連携型保育所」に移行していきます。今回、「町立第3保育所」と「第4保育所」を令和7年度から公私連携保育法人が運営する公私連携型保育所に切り替えます。また、公私連携型保育所への移行に伴い、これまでの呼称を「地名」を入れた園名に変更します。

公私連携法人の選定にあたっては、既に熊本県内で保育所又は認定こども園を運営している社会福祉法人に限定したうえで、公募を行い、慎重に選定を行います。公募により、優れた社会福祉法人を選定することで、その法人が持つ保育ノウハウが活かされ、また、その法人の熱意により保育事業を更に発展させることができます。また、保育所の運営や施設整備に対する国の助成を受けられることから、老朽化が進んでいる両園の建替えに関しても、検討を進めることができます。併せて、開園時間の開始時間を7時にするなど、保育サービス向上に向け、改善していきます。

※ 公私連携型保育所とは、町から土地・建物を無償貸与などの協力を得て設置する「私立保育所」で、平成28年度から制度化されました。市町村は、土地や建物などで協力する一方で、公私連携保育法人と「協定書」を取り交わし、その運営に関与することができます。協定書により、私立保育所でありながら、町立保育所に準じた運営が可能な仕組みとなっています。移行に伴い、現在の正職員は、別の施設に異動することになりますが、会計年度任用職員に関しては、公私連携法人に継続して雇用することを条件とします。